



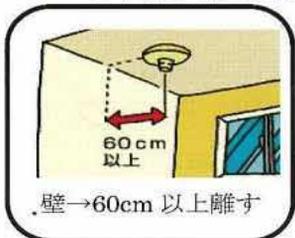
ついていませんか？ 家族を守る！

# 住宅用火災警報器

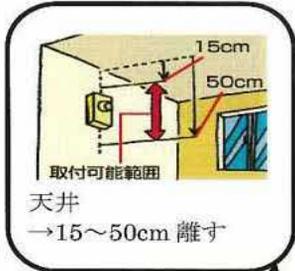
～すべての住宅に設置の義務があります～

～長生郡市で取り付けが義務付けられている場所～（長生郡市火災予防条例第29条の2）

- 寝室 ● 寝室のある階の階段 ● 4畳半以上の部屋が5つ以上ある階の廊下
- 台所（煙または熱）



壁→60cm以上離す



天井  
→15～50cm 離す



エアコンの吹出口  
→1.5m以上離す



はり  
→60cm以上離す

気を付けて！



## 悪質な 訪問販売

！消防や市町村は、訪問販売をしません。

！特定業者に斡旋・販売はしません。

◎「おかしいな？」と思ったら、  
お近くの消防署や、消費生活センターへ  
お気軽にご相談ください。  
<茂原市消費生活センター>  
0475-20-1101

## 連動型が推奨されています！

連動型とは  
火災を感知すると、他の場所に  
設置されている警報器も警報  
音を発するので、早期の  
発見につながります。



1世帯1回限り！

睦沢町では住宅用火災警報器購入費の一部を補助します！

【補助対象期間】令和8年4月1日～令和10年3月31日

詳細は裏面へ→

## 住宅用火災警報器購入に要した費用の一部を補助します

住宅用火災警報器はすべての住宅に設置の義務があります。町では更なる住宅用火災警報器の普及を図るため、費用の一部を補助します。

### 補助対象者

次の要件にいずれも該当するもの

1. 町内に住所を有している個人。
2. 町税等を滞納していない方。

### 補助要件

交付対象となる住宅は、補助対象者が所有し、かつ、居住する住宅であること。

### 補助金の額

警報器の購入価格(消費税を含む。)に2分の1を乗じて得た額(10,000円上限) 100円未満切り捨て

### 注意事項

補助金の交付は、1世帯につき1回に限ります

### 申請方法

睦沢町住宅用火災警報器購入補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)と以下の書類を併せて担当課へ提出

1. 警報器の購入に係る領収書(補助対象者の氏名及び購入日の記載があるものに限る。)の原本
2. 日本消防協会の検定合格(検定合格証票)の表示部が確認できる警報器の写真
3. 設置後の警報器の写真
4. 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類